

令和2年度 第2回熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）策定委員会 議事概要

日時：令和2年（2020年）10月29日（木）午後2時～4時

場所：熊本市役所議会棟2階 予算・決算委員会室

委員出席者：田口浩継、佐藤宣子（オンライン参加）、高宮正之、陣川雅樹、井口真輝、
笹木征道、井野道幸、本田浩二、甲斐原巖、柿本美樹枝（オンライン参加）

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事

熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）について

田口会長）

委員の皆様には、8月の第1回会議以降、2回にわたり貴重なご意見をたくさんいただき感謝する。計画は熊本らしさも盛り込まれ、市民との協同を中心とするわかりやすい形になってきたと考えている。

今回の計画は森づくりの方向性を定めるものとして審議いただいているが、意見の中には今後の具体的な事業についての提案などもあった。そこで、2月に予定されている第3回の策定委員会の審議の後に、策定委員会としてではなく、森づくりの実施に向けた今後の具体的な取組みについて、意見交換の時間を設けてはどうかと考えている。今後の取組みの良い参考になると思うがいかがか。

（意見なし）

田口会長）

そのように進めていきたい。

（1）熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）（たたき台）10月29日現在 資料1

田口会長）

これより審議に入る。「熊本市健全な森づくり推進計画（仮称）」について事務局に説明をお願いする。

事務局)

資料1を説明。全体の構成、委員意見の反映箇所および反映しなかった意見の主な部分、第2章(森林整備計画)部分の記載項目等については法定必要事項である旨説明。

田口会長)

委員の皆様の意見が反映された計画となっている。誤字脱字等の細かい部分については、後日メールでのご指摘・対応とさせていただき、この場では内容についての意見をいただきたい。

審議は3つに分けて行う。

1つ目は、序章から第1章II「熊本市の森林の状況」38ページまで。

2つ目は、第1章III「熊本市の森づくりの方向性と推進方策」からV「推進計画の推進体制」39～56ページまで。

3つ目は、第2章。第2章は事務局から説明があったとおり、記載項目等、定められた部分が多く、確認の意味が強くなるが、意見があればいただきたい。

まず、序章から第1章II「熊本市の森林の状況」38ページまでの部分で意見はないか。

佐藤副会長)

13ページの図や各地域の特徴が分かるようになっていて感心した。各委員の意見も網羅されている。

24ページのコラム3の図16の「管理された森林」の図については、針葉樹だけでなく多様性のある森がイメージできる図に差し替えをお願いする。

事務局)

ご指摘のとおり差し替える。

柿本委員)

市民参加がイメージしやすいようにタイトルの変更は検討できないか。例えば「暮らしに活かされる森づくり」、「森と街をつなぐ」、「市民とともにつくる健全な森」等。

事務局)

5ページの図1「森づくり推進計画の位置づけ」にもあるように、熊本市の上位計画である「熊本市第7次総合計画」の基本方針に「健全な森づくりの推進」と方向づけられており、本推進計画はこれに基づく計画である。内部調整の結果、「熊本市健全な森づくり推進計画」の名称で進めていくこととなったので了承いただきたい。

柿本委員)

承知した。

高宮委員)

26～27 ページのコラム 5 の「快適環境形成機能」と「地球環境保全機能」は、12 ページの表 1 「森林の主な機能」には入っておらず、本書に記載することに違和感がある。

事務局)

コラムは市民の方々に森林の多面的機能に対する理解を促すための資料と位置づけており、機能についても幅広く記載している。

田口会長)

コラムについては、本文とは少し違うプラスアルファの部分ということで、そのまま記載するということがよろしいか。

高宮委員)

承知した。

本田委員)

19 ページ雁回山の〈森林の構成〉について、コジイは亜高木層ではなく高木層である。

事務局)

確認して修正したい。

田口会長)

他にご意見・ご質問がなければ第 1 章ⅢからⅤ、「熊本市の森づくりの方向性と推進方策」から「推進計画の推進体制」、39～56 ページまでの部分で意見・質問があればお願いします。

佐藤副会長)

40 ページ (3) -③の森林環境教育の場、木育、市民との協働について、森は生涯教育として様々な世代の人々にとっても学びの場であることが分かるような表現が付け加わると良い。

田口会長)

木育や森づくりイベントはこれまで子ども中心であったが、最近は高齢者を対象にすることが多くなった。介護予防のためにも高齢者が森づくりに関わるのが重要になってく

るので追記を検討いただきたい。

事務局)

「幅広い世代」という表現を、高齢者や福祉の面でお手伝いが必要な方も含めた表現に変えたい。

田口会長)

推進計画の中に一文でも入ることによってそれを根拠に活動を広げることができるので、是非お願いしたい。

柿本委員)

38 ページのまとめについて、これまでのキーワード「上質な都市の暮らし」や、「災害予防、水害対策」等防災機能についての記載が省かれているので、追記いただきたい。

事務局)

防災面や市民が親しむところなども含めて記載内容を修正したい。

本田委員)

40 ページ (3) ③に記載の「林産物の活用」は市民の関心が高く重要であると思う。④として独立させてはどうか。

事務局)

現時点では書き込めるほど林産物の情報がない。具体的な取組みとして、今後林産物の活用についても検討していきたい。

田口会長)

林産物の活用案については、3 回目の会議後の意見交換会の際に是非提案いただきたい。

井口委員)

43 ページの 2 (1) ①「森林経営管理制度の運用」にあたり、所有者が森林の経営管理を委託しない場合も想定されるので、そのような森林をどうするのかの考え方などの記述があるとよいと思う。

事務局)

森林経営管理制度の運用を進める中で、所有者には自ら経営管理が必要である旨を説明し、実施が伴わない場合には指導していくこととなる。当面、取組の中で現状を確認しな

がら進めさせていただければと考えている。

田口会長)

市外に居住する所有者への対応はどうするのか。

事務局)

郵送や地域説明会等で意向調査を進めていく手順を考えている。郵便物の返信等があれば、現地を調査し所有者を確認するが、その確認の中で、未相続であったり地域に居住していない方の調査を行う等を考えている。

陣川委員)

51 ページの検証指標の数値について説明・補足があると理解が進むのではないか。

事務局)

基準値、目標値の根拠を以下のとおり補足する。

1. 経営管理制度の意向調査の今期の実績（富合町）から年平均 60ha を目標とした。
2. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の平成 25 年から現時点までの取組面積の実績から年平均 3ha を目標とした。
3. 今後、第 7 次総合計画の市民アンケートの形で基準値を数値化する。

田口会長)

何のために指標を設定して、どのように確認して、未達であればどのような取組みを想定しているのかを記載されても良いのではないか。

事務局)

計画全体の達成度を測る指標であるが、考え方、目的、根拠等を整理して記載したい。

笹木委員)

木育、森林環境教育について、熊本県は小中学生に副読本を配布して理解を促しているところである。

フィールドを活用してのイベントや木工教室や木のおもちゃの記述はあるが、例えば学校教育の中で取り組むところは取り組むなど、学校教育との連携について触れてもよいのではないか。教育部局の方針もあると思うので協議いただき、反映できる範囲で構わないので、ご検討いただきたい。

事務局)

金峰山少年自然の家など従来から市の学校教育の中で森林の教育は位置づけられている。学校教育と連携したような取組を推進する記載について教育委員会と協議したい。

井野委員)

森林・山村多面的機能発揮対策事業について補足する。

令和3年度から「地域力」が加わり「森林空間利用」を支援できることとなった。今まで山に親しんでこなかった人をいかにして山に呼ぶかという活動に支援される交付金であり活用いただきたい。

事務局)

林野庁にヒアリングしたところ、山を対象とした林業関係人口を増やすことが事業目的であり、熊本市のケースを想定していないとの回答を得ている。今後事業をどのように活用できるか検討していきたい。

甲斐原委員)

38ページの図27「市民との協働の森づくり連絡会議」について、NPO法人コロボックル・プロジェクトでも農福連携で放置竹林対策活動を具体的に準備中である。連絡会議の会員になるにはどうしたらよいか。

事務局)

38ページに記載のある連絡会議は、竹林整備や里山整備をされている活動団体の方と連携をとるための連絡や研修の場となっている。

森づくりに取り組む活動団体を増やしたいと考えており、多面的事業を行ってなくても、オブザーバーとして参加も可能なので、ぜひ参加をお願いしたい。

井野委員)

熊本県森林組合連合会が森林・山村多面的機能発揮対策事業の事務局であるが、この事業は、山で何らかの活動を行っていただくということを目的としており、そんなにハードルの高いものではないので、ぜひ申請いただきたい。

甲斐原)

金峰山系には多様な団体が活動しており、コロボックルも年間200~300人の交流がある。次回の意見交換の場での話題かとも思うが、活動団体への積極的な広報を目的として、パンフレットの配布やアンケートなどをもっと行い、関係機関がネットワークを作って情報交換ができるような取組も必要だと感じたのでよろしくをお願いしたい。

佐藤副会長)

53 ページの (3) ②「森林整備の担い手確保の推進」についてだが、異業種からの掘り起こしに関する取組について、「掘り起こし」という言葉に違和感がある。「積極的な参入を促進する取組」などの言葉の方が適切ではないか。

最近のライフスタイルの変化を考えると、例えば IT 技術者が休日林業をするなど、専業とボランティアの間の社会貢献活動で、少しでも収入にもなれば、と考えて森に関わる若い人達の動きがあるように感じる。そのような多様な人材を受け入れる体制づくりや、都市の人が通常の勤務では得られない、やりがいを感じる働き方の提案も含めて、もう少し幅を広げうるような書き方を検討してもいいのでは。

事務局)

文言については、修正を検討したい。

この担い手については、市内では森林組合や事業体が活動されていないのが現状であるため、建設業、造園業、森林・山村多面的の事業で放置竹林対策に取り組まれている事業体など、市内のみならず近隣市町村も含めて森林整備が進むような業種の方の参入を想定している。

IT や前回ご意見いただいた、みかん農家からの参入は、この事業が進行することで見えてくるところもあると思うので、長期的な課題として整理した。今後取組が進む中で、市民等の理解が得られれば、事業として取り組めるのではないかと考えている。

佐藤副会長)

よろしく願いたい。例として、熊本では阿蘇で「ふるさと創生」という NPO 法人が東日本大震災後の移住者と林業・農業の仲介を行っている。そのような方が熊本市内にもいるのではないかと考えて提案した。

笹木委員)

担い手を市内だけで考えるのは無理が出てくる。近隣の市町村内にも事業者はおり、県と連携して無理のない形で担い手の確保をすすめるのがよいのではないかと考える。

事務局)

この項目は森林環境譲与税の用途について特記したものであり、担い手に関する全体の方向や、具体的なことは 43 ページ下段にもう少し幅広い形で記載している。

高宮委員)

42 ページ図 29 の SDGs について、目標 5 のジェンダー平等については、森づくりには関係がないようであるが意図は何か。また、目標 16 が最初から入っていないのはなぜか。

事務局)

林野庁の令和 2 年度森林林業白書を参考に熊本市としての取組みを設定した。再度確認して整理したい。

田口会長)

熊本市オリジナルに見えてしまうので、参考にした出典を記載したほうがよいと思う。

事務局)

参考の出典を明記したい。

田口会長)

第 1 章について、ほかに意見・質問がなければ、第 2 章「森林整備に関する事項」58～80 ページについて、質問・意見いただきたい。

佐藤副会長)

第 2 章全体について、上位計画で国に定められた項目であることはわかるが言葉が硬い。言葉の説明を入れてほしい。

県又は国の委員の方にお尋ねする。57 ページ表 1 について標準伐期齢は市町村レベルでは変更できない数字なのか。樹齢を超えた林分がほとんどであると思われる。老齢林を維持することも期待されているところ、標準というには短い気がする。

笹木委員)

標準伐期齢について、この林齢に達したら標準的に伐らなければならないわけではない。標準に達したら主伐ができる樹齢と理解いただきたい。木の生育が地域的に大きく違えば県の地域森林計画とは別に定める可能性もあるが、そうしたことはないであろうと考える。

事務局)

本項についても用語集を作成予定である。文言の修正については、林野庁、県との協議を踏まえて対応したい。

柿本委員)

67 ページ表 14 公益的機能別施業森林の区域について、快適環境形成機能の森林が「該当なし」なのは、市民として残念である。該当する森林はあって欲しい。

事務局)

熊本市内の森林の現況等の把握を行う中で、「主たる」機能として区分すると「該当しな

い」と整理している。

柿本委員)

法令等の関係で「該当なし」になるのなら、市民の誤解を招かないよう項目自体を削除した方がよいかもしれない。

事務局)

表記方法については、様式や記載方法などが定められているなかで、昨年度国・県とも協議したうえで整理をしてまとめさせていただいたものである。

笹木委員)

本計画は、2つの計画を1つにまとめているような構成になっていると思うが、第2章の森林整備計画は森林所有者等が森林施業をする際に基準とするためのものである。この部分は法令や国の通達等により記載事項等が定められているものであるので、その点は、ご理解いただきたい。

事務局)

第2章の冒頭で、森林整備計画の位置づけをより明確にする記載を追加する等、皆さんにご理解いただけるような工夫を行いたい。

柿本委員)

「国の定める指針の項目に対しては、熊本市は該当しない」という記載の方が誤解を招かないと思う。よろしく願います。

佐藤副会長)

森林法も市町村の位置付けが高まっている。法定で定められているものではあるが、公益的機能別施業森林の区域が市民に説明しづらいものとなるのであれば、市から国や県に改善を求めるべきであると思う。

事務局)

森林整備計画については、国の定めた様式に沿って、そのまま記載しているところが多く、本来ならば、地域独自の取組を入れ込む形にする必要があると思うが、今の森林法の中での森林整備計画の位置付けにおいて、森林環境譲与税を含めた地域独自の取組の記載が難しい。そのため、いびつにはなるが、健全な森づくり推進計画という形で、熊本市の方向性をまとめさせていただいて、その一部に森林整備計画を入れ込むという形をとった。

今回いただいたご意見は、局内で検討し、今後の施策要望等の参考にしたい。

佐藤副会長)

よろしくお願ひしたい。

岐阜県高山市でも市町村森林整備計画策定にあたって色々検討されているようなので参考になるかもしれない。

田口会長)

委員の皆様からたくさんの意見をいただいた。他に意見がなければ、計画のたたき台についての審議を終わる。今回の審議に伴う変更については、方向性の修正など大きなものはなかったと思う。細かい指摘は事務局と私の方で一緒に確認して次の行程に入らせていただきたいと思うがよろしいか。

(意見なし)

事務局)

今回のご意見を整理し田口会長に了解いただいた上で、各委員に送付し、確認いただいたうえで今回の委員会の素案という形でとりまとめていきたいと考えている。

(2) 熊本市健全な森づくり推進計画(仮称)策定スケジュール 資料2

田口会長)

次の議題の策定のスケジュールについて、事務局から説明をお願いする。

事務局)

資料2を説明。

市内部の会議、議会関係の意見はとりまとめ、各委員に事前に通知を行う予定。

パブリックコメントを1月に実施予定であり、パブリックコメント後の修正案を作成し2月に第3回策定委員会を開催予定。最終審議いただいた素案を3月に議会報告予定。4月に法定の手続きである国への意見聴取と県との協議を得て、計画策定となる。

田口会長)

説明内容について、質問・意見はあるか。

(質問・意見なし)

田口会長)

活発かつ円滑な審議への協力に感謝する。

4. 閉会